

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

1 2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間

(1) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135.94	12.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
深夜電力A		
1契約につき	350.00	31.82
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(㍑)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

2 2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

(1) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	69.91	6.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	41.76	3.80
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	1.13	0.10

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	11.84	1.08
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	21.32	1.94
深夜電力 A		
1 契約につき	180.00	16.36
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(2) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(㍑)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.90	0.08